

広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等に対する意見公募要領

令和8年5月22日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）では、2023年3月に策定・公表した「広域連系系統のマスタープラン」を踏まえた地域間連系線の広域系統整備計画の策定・届出を行っています。また、広域系統整備計画に基づく系統整備等を行う事業実施主体に対し、広域機関に納付される卸電力取引所の値差収益（電力取引において異なる供給地域間の卸電力スポット市場価格の差から生じる利益）を原資として広域系統整備交付金の交付又は貸付けを行うこととなっています。

この度、第66回及び第67回の電力・ガス基本政策小委員会において、値差収益活用の方向性についての審議が行われた結果、従来の交付優先方針から整備の進捗状況等を踏まえたより柔軟な運用を行う方針となったことから、広域的運営推進機関に関する省令の改正及び省令改正に伴う告示の制定をすることとしました。

このほか、広域系統整備計画に基づく系統整備に係る費用について大臣の承認を受けた場合は運転開始前から回収が可能となる制度が2026年度から措置されたことに伴い、広域機関が行う工事費用等の評価に関し、所用の改正を行います。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

- (1) 広域的運営推進機関に関する省令の一部を改正する省令（案）
- (2) 広域系統整備交付金に係る電気工作物の整備又は更新に要する費用等を定める告示（案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年5月22日（金）～令和8年6月22日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bzl-kibanryutsu-public-comment@meti.go.jp

（電子メールの件名を「広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「広域的運営推進機関に関する省令の一部改正等」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	